

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本構想

平成 14 年 1 月制定

平成 18 年 8 月改定

平成 22 年 6 月改定

平成 26 年 7 月改定

令和 2 年 4 月改定

令和 5 年 8 月改定

令和 7 年 3 月改定

青 木 村

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1. 農業の現状と振興方針

本村は長野県の東北部小県郡の西部に位置し、東に上田市、西に松本市、東筑摩郡筑北村と、2市1村に隣接し、東西約8.0km南北約10.4km。面積は57.09km²であり、地勢は三方を山に囲まれた山間地帯にあり、田沢川、湯川、沓掛川が合流して浦野川となり、村のほぼ中央を東に流れ、阿鳥川がこれに合流して千曲川に注いでいる。標高はおおむね500m～850mの谷平野の扇状地に12の集落が散在している。

気候は本州中央部に位置するため内陸性季候に属し気温の年較差は、日較差が激しく年間降水量は1000mm前後で極めて少なく、湿度の低い地域である。

人口は令和2年国調現在4,121人、世帯数は1,553戸、農業就業人口は292人、総農家数471戸、で農家人口は年々減少してきている。また農業従事者の高齢化が進む一方、新しく就農する者が減少し後継者確保が困難な状況にある。将来農業を担う中核農家を育成し優れた技術と経営力を有する人材の育成が必要である。

農用地の利用については、村内水田274.6haのうち94.3%にあたる258haが、各種補助事業の導入によりほ場整備が実施されたが、畑地の整備が遅れており遊休荒廃化が進み、また肥培管理の粗放化に伴う地力の低下が懸念される現状にある。

今後農業の振興を図るためには、生産の組織化、農業機械・施設の共同利用体系を確立し、農地の流動化を促進するなど、低コスト化に向けた生産性の高い土地利用型農業を展開し、若い人に魅力を感じさせる活力ある近代的農業を確立することが必要である。

今後は、地域の合意に基づき作成される「地域計画^(注1)」の取組を進めることにより明確化された中心となる経営体が、持続的な農業生産を可能とする仕組みづくりを通じて、農村生活環境の整備、農業と関連産業を基幹とする多様な地場産業の振興と6次産業化の推進、またグリーン・ツーリズムを始めとした都市との交流等を促進し、魅力ある農村社会の建設を進める。

(注1) 地域計画：人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより
目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した計画

2. 農業構造の実態と課題

(1) 農家と農業者

青木村の農業構造のうち、農家と農業者の動向については前記のとおりであるが、社会・経済情勢の変化に伴い、産業への就業により兼業化が進行すると共に、農業従事者の減少と高齢化が急速に進行している。

また、今後の農業経営体として、規模拡大や効率化を目指す担い手農家のほかを志向する農家群のほか、安定兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、自家農産物の生産や趣味的農業を行う自給的農家及び土地持ち非農家へと、農家の階層分化と多様化が一層進行すると見込まれ、このまま推移すると農業生産力の減退並びに農用地等地域資源の維持保全が困難となる。

これらに対応するため、地域計画の策定及び策定された地域計画の実行の推進を通じて、将来とも本村農業の中心を担う効率的経営体^(注2)の育成や、経営体を担う人材としての新規就農者の確保とともに、集落等を基礎とした営農組織等を育成し、地域全体として農地等の資源の有効活用と農業生産の維持・拡大を図る必要がある。

さらに、地域農業の活力向上や遊休農地の活用等を図るため、直売や加工、農家レストランなどの6次産業化への取り組みや、加工・販売を行う企業等と連携した農業生産の推進が重要である。

(注2) 効率的経営体：農業経営基盤強化促進法第1条に規定する効率的かつ安定的な農業経営のこと（主たる従事者が、当該地域の他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を上げうる農業経営）

(2) 農用地流動化

農用地については、耕作放棄地の増加、並びに道路や住宅造成によって減少傾向にある。

ほ場整備事業は、第1次及び第2次農業構造改善事業により昭和43年から村松地区40ha、南部地区53.5ha、東部地区72.8ha、西部地区41.2ha計207.5haが実施されている。団体営事業では、入奈良本地区、中挾地区15.5ha、モデル事業、山間地転作事業、高生産事業で35haの合計258haが整備され、実施された整備率は全体で94.3%となり、残る水田は谷地田や急傾斜地田の16ha余りであり区画整備の必用性は少ない。

昭和55年以降利用権の設定等による農用地流動化面積が増加し、担い手農家への集積がある程度促進された。また県農業開発公社の協力により、村の農業委員会が主体となった農用地の流動化を積極的に推進している。

今後も育成すべき農業経営の目標等を明確にし、利用権設定等促進事業・農地中間管理事業の一層の促進により経営規模の拡大を進めるとともに、経営の外部依存傾向にも対応する農作業受委託の育成を図る必要がある。

3. 育成すべき経営体の目標

青木村は、前述のような農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の目標は、青木村及びその周辺の市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業並みの生産所得（主たる農業者一人当たり450万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人当たり2000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

なお、花き、菌茸、畜産、果樹等の作目についてはすでに先駆的農業者が、先端技術等を導入して、他産業従事者と遜色のない、水準の農業所得が得られる先進的な経営を展開している事例が生じていることから、それらについては村内の標準的な経営体が次の段階で目標とすべき先進モデルとして、その生産経営体系の確立と、普遍化を目指すものとする。

なお、当面の間、効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難な地域にあっては、必要に応じて集落営農など多様な担い手を育成することにより、地域農業の維持・発展を図るものとする。

4. 農業経営基盤強化の方向

青木村は、前記の目標を達成し得る効率的かつ安定的な経営を行う農業経営体成するために、農業関係諸機関・団体の連携により、農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に推進する。

(1) 基本的誘導方法

ア 個別経営型

将来とも農業で生きていこうとする意欲を持って、規模拡大を志向する農業者の育成を図る。特に土地利用型農業による発展を図ろうとする

農業者に対しては、農業委員会、(公財)県農業開発公社及び信州うえだ農協を核とした農地中間管理事業を一層活発化し、また双方の活動を有機的に結合して、流動化可能な農用地の掘り起こしを強化し、農用地の出し手と受け手に係わる情報の一元的把握のもとに両者を結び付けて利用権の設定等を進め、集団連担化した条件で意欲的農業者に利用集積されるように努める。

また、集約的な農業経営の展開を助長するため県上田農業農村支援センター、農協営農センター等の技術員の指導協力のもとに既存施設園芸の作型、新品種の導入による高収益化や新規作物の導入を進める。

イ 組織経営型

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要であり、現在青木村にある農事組合法人（受託組織）を核として、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成し、個々の農家の営農を補完しつつ、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

ウ 集落農場型

特に、十分な担い手の確保・育成が困難な山間部の地域においては、当面の間、農地の維持・管理を行う主体として集落等を単位とした営農組織の育成を図る。

エ 認定農業者制度の位置付け及び普及方針

農業関係諸機関・団体と意欲ある農業者の連携のもとに、青木村農業が発展的展開をするために農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）に基づく農業経営改善計画認定制度を、効率的かつ安定的な経営を行う農業者、もしくは見込まれる農業者に対し当制度を普及する。

さらに農業経営改善計画認定農業者は青木村農業の中核を担う農業者としての位置付けの下に、農業経営基盤強化促進事業その他の措置の対象農業者として、農業関係諸機関・団体の支援のもとに効率的かつ安定的な経営を行うものとする。

また、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、現行計画の実践結果の点検・検証と新たな計画への支援等を重点的に行う。

オ 農業構造の再編成

地域農業の総合的企画機関として、青木村の農業振興に携わる農業関係機関や農業者の代表等をもって構成する青木村農業支援センター（別紙1機構図参照）を構成し、地域計画の推進を通じ農業構造の再編成をすすめるため地域の合意形成活動を積極的にすすめる。

（2）部門別誘導方向

ア 普通の作物

米、そば等土地利用型農業については農業経営基盤強化促進事業及び、農地中間管理事業等の積極的な活用により、利用権の設定等の推進及び農作業受委託の推進を図り規模拡大を図る。また人・農地プランの推進により中心経営体への農地利用の集積・集約化を促進し、効率的な作業単位の形成と生産性向上を図る。

イ 園芸作物

本村農業の中心的部門である花き、果樹等の園芸については、畑地の条件整備と作付けの団地化、省力・機械化、新品目・新品種の導入、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、担い手経営体を中心とした産地の体質強化を促進する。

ウ 畜産

酪農、肉牛等畜産経営については、先進技術と高能力家畜の導入、経営管理の合理化と併せて、環境保全に万全を期しつつ自給飼料基盤の整備を図り、ヘルパー制度等を活用して安定経営の確立を図る。

エ 施設型農業

きのこ、施設園芸等施設型農業については、高収益品種の導入と低コスト省力生産技術、施設の導入、合理的集出荷流通体系の確立、効率的な資金運用と経営管理の合理化等を推進する。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に育成・確保するため、独立・自営する新規就農者を年1人（40歳未満）の確保を目標とする。

また、円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取り組みを進める。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 250 万円程度）を目標とする。

（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たに就農しようとする青年等に対する支援施策及び農用地等の関係情報の収集と提供を円滑に行い、新規就農者の確保を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 経営体の所得目標

本指標は、地域の優良事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる先進的な技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものである。

個人経営体では、経営主である主たる農業従事者1人と家族従事者（補助的従事者）1～2人による効果的な経営規模を確保し、労働ピーク時の不足労働力は雇用により対応することとしている。なお、家族従事者の労働報酬を含めた経営体単位の年間所得は、1経営体当たり概ね450万円程度を見込んでいる。

組織経営体では、主たる従事者全員が従事者1人当たりの所得目標の実現を目指すものとする。

2. 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進する。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進する。特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあっては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立する。その上で、制度資金の活用、資本整備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図る。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合わせや作型の分散による合理的な労働配分、作業間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指す。

また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図る。

3. 農業経営指標

(単位：人、千円)

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稻+小麦+そば+作業受託	9ha (15ha)	水稻 5ha、小麦 4ha、そば 4ha、作業受託 15ha	1.0	1.5	4,500	8,200	
2	りんご+ぶどう	180a	(新)ふじ 100a、ゴールド30a、パープル30a、巨峰(露地)20a	1.0	1.5	4,500	7,500	(新)新わい化
3	りんご+水稻	420a	(新)ふじ 100a、ゴールド20a、水稻 300a	1.0	1.5	4,500	7,500	
4	ダリア	35a	ダリア 35a	1.0	1.5	4,500	7,250	
5	ダリア+ぶどう	65a	ダリア 15a、ぶどう 50a	1.0	1.5	4,500	7,050	
6	きゅうり+水稻	330a	きゅうり 30a、水稻 300a	1.0	1.5	4,500	7,500	
7	エリンギ	—	エリンギ 10万本×6回転	1.0	1.5	4,500	7,250	
8	酪農	—	搾乳牛 40頭、育成牛 20頭	1.0	1.5	4,500	7,300	

注1) 本指標は、長野県農業経営指標(令和4年版)値を参考として設定した

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1. 経営体の所得目標

本指標は、地域の優良事例を踏まえつつ、現時点で見込まれる技術水準と現行価格水準に基づいて主要な営農類型別の経営指標を示したものである。

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいものがある。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模、就農時の生活に関する所得水準等を勘案し、年間所得を250万円程度とする。

2. 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進する。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進する。特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあつては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立する。その上で、制度資金の活用、資本整備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図る。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組み合わせや作型の分散による合理的な労働配分、作業間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指す。

また、安全で快適な労働環境の整備を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・保険制度の活用及び福利厚生の実施等の就業条件の整備を図る。

3. 農業経営指標（新規就農計画）

（単位：人、千円）

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得		備考
				基幹	補助	1人	経営体	
1	野菜（ミニトマト＋ズッキーニ）＋水稲	360a	ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a、水稲 320a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、基幹作業の外部委託を活用し、過剰な施設機械を取得しない
2	野菜（アスパラガス＋ジュース用トマト）＋水稲	380a	アスパラガス（半促・長期）40a、ジュース用トマト 40a、水稲 300a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	果樹（りんご専作）	100a	シナリップ [®] 30a、シナスイート 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新わい化
4	果樹（ぶどう専作）	60a	無核巨峰 20a、カガノパープル 10a、シャインマスカット 30a	1.0	1.0	2,500	3,000	
5	果樹複合	60a	シナスイート 10a、ふじ 30a、	1.0	1.0	2,500	2,900	りんご

	(りんご+ぶどう)		無核巨峰 10a、カッパール 5a、シャインマスカット 5a					は新わ い化
6	野菜複合 (トマト+きゅうり)	30a	トマト(雨よけ) 20a、 キュウリ夏秋 10a)	1.0	1.0	2,500	3,500	
7	野菜複合(トマト+ズッキーニ+ブロッコリー+ほうれんそう)	70a	トマト(雨よけ)20a、ズッキーニ 10a、 ジュース用トマト 20a、ホレンソウ(冬作)20a	1.0	1.0	2,500	3,300	
8	花き(ダリア+草花)	30a	ダリア 20a、草花 10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
9	繁殖和牛	200a	繁殖和牛 15 頭、 ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	
10	野菜複合(ミニトマト、アスパラガス)	25 a	ミニトマト(雨よけ)10 a、アスパラガス(半促・長期)15 a	1.0	1.0	2,500	2,900	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努める。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。 やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努める。 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受け形式が望ましい。 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。 <p>2 経営管理及び生産技術</p> <p>経営発展の方向性や生産方式は、第1の4の(2)及び第2の3に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。</p>
-------------------------	--

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備その他の支援の実施に関する事業

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

効率的かつ安定的な経営を育成するために、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県上田農業農村支援センター、JA信州うえだ等と連携し研修、指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供や新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行なう。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用も検討する。

加えて、青木村の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、兼業で農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、懇談会等の支援を行なう。

2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を始めようとする又は農業を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農地等の取得のサポートを行なう。また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となる支援を行なう。

就農後は、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担う者として当該者を育成する体制を整備する。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有

就農に向けた情報提供、就農・雇用先の相談、技術や経営ノウハウの習得等については県上田農業農村支援センター、就農後の営農指導等のフォローアップについては、県上田農業農村支援センター、JA信州うえだ、県農業開発公社等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割分担しながら各種取組を進める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
50%	

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和15年とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

青木村においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

このため、「地域計画」に基づき、担い手経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進する。その際、農地中間管理事業を積極的かつ有効に活用するものとする。

(3) 関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、青木村農業支援センターを活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地利用集積の取組を促進する。

その際、青木村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、青木村農業支援センターにおいて、関係機関が連携して、利用集積対象者間の協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図る。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について

効率的かつ安定的な農業経営を継続する者又は農業を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、地域の合意形成を図りながら、担い手間の調整を行ない、農地中間管理機構を軸としながら、関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手への農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

青木村は、長野県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、地域計画の実行を通じて、青木村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催については、幅広い農業者の参画を図るため、村広報、情報端末、ホームページ等の利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

参加者については、農業者、村、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA、県、農地中間管理機構等関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手と受け手の意向が反映されるよう調整を行なう。

また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うため窓口を役場建設農林課へ設置する。

農業上の利用が行なわれる農用地等の区域は、人・農地プランの実質化が行われた1区域を基に、農業振興地域内の農用地を設定する。その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地保全を図る。

村は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、JA等の関係団体を連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行なうこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

青木村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 特定法人貸付事業
- ⑦ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑧ 地力の維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効利用を促進する事業
- ⑨ 農村婦人の労働の軽減及び集団活動を推進する事業
- ⑩ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

今後は場整備事業の実施が進められる地区においては、ほ場区画の大型化による高性能な生産基盤条件の形成を生かすため利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に換地と一体的な利用権設定を推進し、受益地区の主体的な取組みによって担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行われるよう努める。

また、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓蒙を努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(カ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(カ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ロ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(カ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適性化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同

組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

イ 青木村長への確約書の提出や青木村長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 2 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 3 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の処置

- ① 青木村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権

の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成 24 年 5 月 31 日付 2 4 経営第 5 6 4 号）別紙 10 第 1 の 3 に基づき、様式第 7 号による開発事業計画を提出させる。

② 青木村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 青木村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 青木村は農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 青木村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、青木村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 青木村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 青木村は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 青木村は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、青木村は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 青木村は、農地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権または使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権

の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎年事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について青木村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 現状回復の費用の負担者

(ロ) 現状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(ハ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

(ニ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定するものの農業経営の状況

(8) 同意

青木村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地毎に(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有部分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

青木村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めた時又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を青木村の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

青木村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めると

ころによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

青木村は利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じた時は、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農業委員会への報告

青木村は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第 16 条の 2）があった場合は、その写しを青木村農業委員会に提出するものとする。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 青木村長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 青木村は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 青木村は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利

用集積計画のうち当該取消しに係る部分を青木村の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 青木村が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 青木村農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。青木村農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 青木村は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う(公財)長野県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 村、農業委員会、農業協同組合、~~農地利用集積円滑化団体~~は、長野県農業開発公社が行う農地中間管理事業を促進するため、同公社と連携を図るとともに、農地流動化情報の把握・提供等に努め、農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業の一体的な推進を図る。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、法改正に伴い農地中間管理事業への移行が円滑に進むよう、統合に向け調整を進める。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

青木村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規定の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規定においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を青木村に提出して、農用地利用規定について青木村の認定を受けることができる。

② 青木村は、申請された農用地利用規定が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規定の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規定の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ 農用地利用規定が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 青木村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規定を青木村の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規定の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規定の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農

用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規定においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 青木村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めると

ころに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の推奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 青木村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導援助に努める。
- ② 青木村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、青木村農業支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構((公財)長野県農業開発公社)等の指導、助言を求めてきたときは、青木村農業支援センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

青木村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業毎の事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農業委員会、農業協同組合等関係機関及び委託農家の代表等関係者が協議して、農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準設定への配慮

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

青木村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 地力の維持増進及び堆きゅう肥、副産物の有効活用を推進する事項

青木村は、地力の維持培養及び堆きゅう肥、副産物の有効活用を図るため、家畜ふん尿等堆きゅう肥の施設利用の円滑な促進と、稲・麦わら・作物残さ等有効利用の推進、異なる経営部門の地域複合を積極的に推進するものとする。

8 女性活動の促進する事項

青木村は、女性労働軽減の促進、農村女性で構成する自主的集団活動等に対し、必要な支援・指導を積極的に行うものとする。

9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

青木村は、1 から 5 に掲げた事項の推進に当っては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 青木村は、米政策改革推進対策及び平成 19 年産から始まる品目横断的経営安定対策への積極的な取組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連坦化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 青木村は、農業を通じた地域活性化対策として、新山村振興等農林漁業特別対策事業の

推進と中山間地域における農業振興の活性化として中山間地域等直接支払事業を積極的に推進する。

- ウ 青木村は、畜産振興を図るため、安定・効率的な経営のための条件整備に努める。
- エ 青木村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当っては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

青木村は、農業関係機関や農業者の代表等をもって構成する青木村農業支援センターにおいて、農業経営基盤強化の促進方策について検討するものとする。

青木村農業支援センターはこのような検討結果を踏まえ、第1、第3で掲げた目標や、第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について協議する。また、当面行うべき対応を各関連機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力で推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、青木村は、このような協力の推進に配慮する。

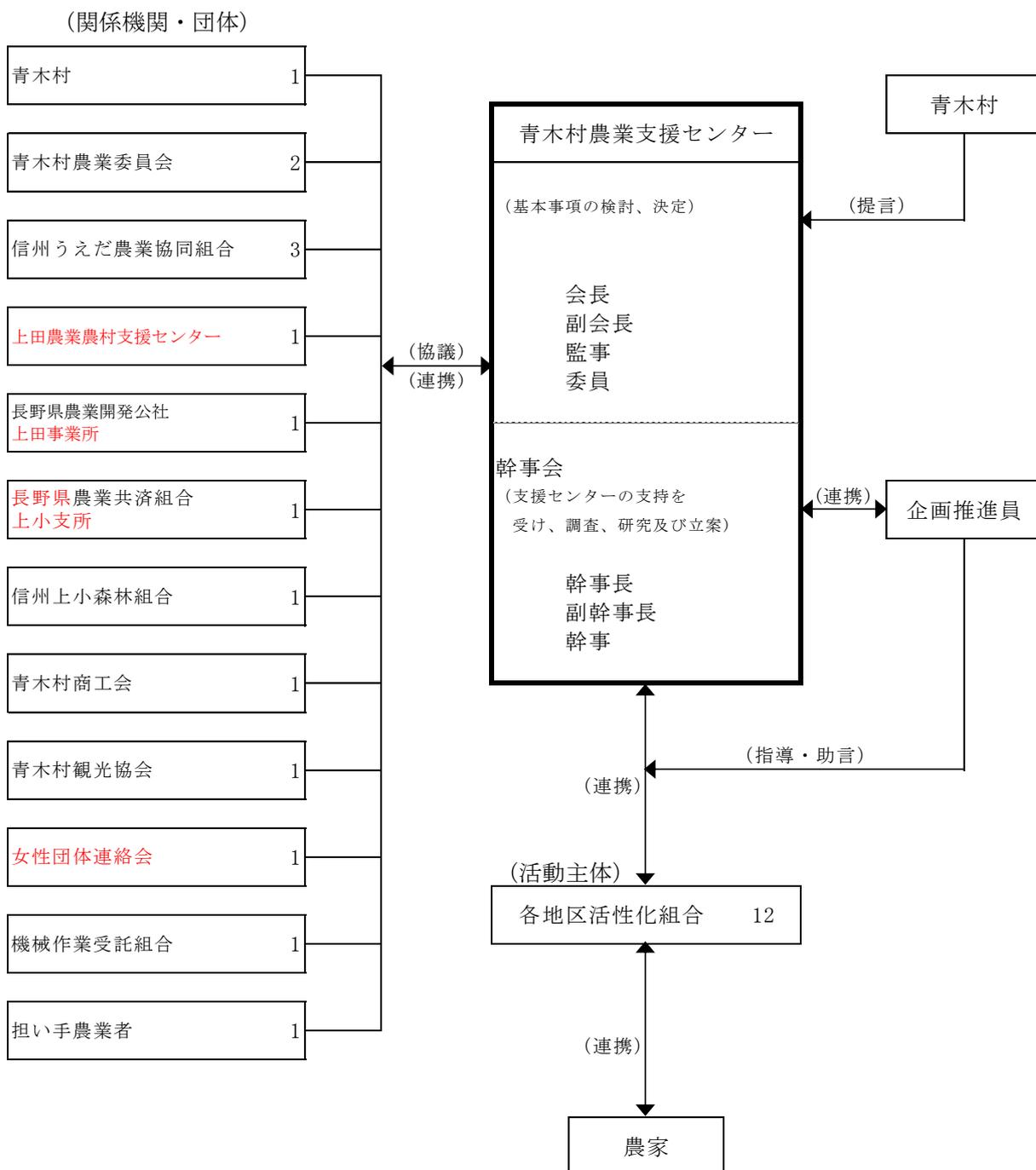
第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、令和7年3月10日から施行する。

青木村農業支援センター 機構図



別紙2（第4の1(1)⑤関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…… 法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

…… その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…… その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…… その土地を効率的に利用することができると認められること

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…… その土地を効率的に利用することができると認められること。

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は利用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年又は6年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが相当でないと認められる場合、その他特別な事情があると認められる場合には、3年又は6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に批准して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものとする借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき青木村が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

権（農業上の利用を目的とする賃借権又は利用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 Iの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは、「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有者の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却したものが、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>